

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表する。

令和元年 6 月 24 日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 総務課の平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成 31 年 4 月 22 日～令和元年 5 月 13 日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>決裁月日・保存年限・公開区分、個人情報の取扱い等、文書処理の一部不備が見られるため、関係例規に基づき適正な文書処理に努めること。</p>	<p>文書事務の不備が見受けられたことから、再度、新庄市文書管理規程、新庄市情報公開条例等の規定に基づき、文書の收受、決裁等について適正な文書事務を徹底するよう職員に周知いたしました。</p> <p>また、今後も積極的に文書研修等を行い、文書事務に対する職員レベルアップに努めることといたします。</p>